

# 令和5年第6回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年6月7日(水) 午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 城陽市役所2階 第2会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫
	21番	菊岡 祐一

4. 欠席委員 ( 0人)

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 5 議案 第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 6 議案 第16号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

日 程 第 7 議案 第17号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 8 報告 第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第11号 農地法第4条の第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児  
事務局 岡 正樹  
事務局 村井 萌晟  
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員 14 名中 14 名、推進委員 6 名中 6 名の出席です。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。
会長	(挨拶)
会長	先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和 5 年第 6 回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひいたします。
会長	日程第 1、会期決定の件は、本日 1 日とします。
会長	日程第 2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし)  異議なしとのことなので、13 番 中村委員、14 番 奥委員よろしくお願ひいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。
会長	日程第 3、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号 7 番を事務局から説明いたします。
事務局	受付番号 7 番について説明します。 内容は議案書のとおりで、借受人は八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。 権利の種類は 3 条の賃貸借です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借受人の●●●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、八幡市と京田辺市の農地を適正に管理されている証明書が八幡市から発行されているため、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号3番と4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明いたします。  
本案件は関係課から農小屋の建築確認について意見があり、5月の定例会にて申請者が農小屋を取り壊して整理する意向を示されたため保留となった案件です。  
資料1に位置図等を添付しております。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は1,537平方メートル

申請者は、三重県津市藤枝町 ●● ●●  
貸露天駐車場として利用するためです。

場所は、市街化調整区域、農業振興地域外で農用地ではありません。

現況は畑です。北側は道路、東側は駐車場、南側、西側は田です。

隣接農地所有者からは同意書が提出されています。

雨水排水は、自然浸透を基本とし北側府道に新設された側溝に排水します。

汚水・生活雑排水はありません。

南部土地改良区からは、

・今回の転用に関する内容を十分説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

都市政策課からは、

・添付の図面に建築物の表記がありますが、当該地は市街化調整区域であり、建築物の敷地とすることは原則できません。農地転用後、既存建築物を継続して使用される場合は、都市計画法及び建築基準法に基づく手続きが必要となりますので、許可の可否も含めて京都府山城北土木事務所に確認してください。とありましたが、建物を取り壊し対応されました。

管理課からは、

- ・申請地南側の存する里道を取り込まないでください。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をしてください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響が出ないように願います。

文化・スポーツ推進課からは、

・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

との意見がでております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。建物については撤去済でした。ただ、擁壁が地盤と同一の高さとなっており、隣接の南側、西側の水田に雨水等が流出する恐れがあるので、対策を講じる意見を付けたいと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局 周囲の擁壁と地盤の高さについてですが、現地調査委員会においても質問事項となっており、申請者に意見を具申しました。申請にあたり、資料のように地盤高を擁壁より10センチメートル下げて現況利用する対応となっております。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号4番について説明いたします。

本案件は関係課から隣接する宅地との一体利用について意見があり、5月の定例会にて申請者が隣接境界をフェンスで区切る対応をされるため保留となった案件です。

資料2に位置図等を添付しております。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積249平方メートル

申請者は 城陽市寺田 ●● ●●

自家用車の露天駐車場として利用するためです。

場所は、市街化調整区域、農業振興地域外で農用地ではありません。

現況は畑です。北側は道路、東側は畑、南側、西側は田です。

隣接農地所有者からは同意書が提出されています。

雨水排水は、自然浸透を基本とし北側府道に新設された側溝に排水します。

汚水・生活雑排水はありません。

南部土地改良区からは、

- ・今回の転用に関する内容を十分説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

都市政策課からは、

- ・隣接する住宅との一体利用とみなされることにより、開発許可が必要となる可能性があります。隣地境界の明示方法として、フェンスで区切るなどを明らかにした上で、開発許可の要否について京都府山城北土木事務所と協議してください。とありましたがフェンスを設置し対応されました。

管理課からは、

- ・府道に関する工事等を行う場合は、管理者である山城北土木事務所による協議をしてください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは、

- ・現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは、

- ・周辺農地に影響が出ないように願います。

文化・スポーツ推進課からは、

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当します。地面の掘削を伴う工事实施の場合、文化財

保護法に基づく届出が必要です。  
との意見がでております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。受付番号3番の隣接地であり、地盤高を擁壁より10センチメートル下げ、現況利用する対応となっており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第15号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について利用権貸借を上程し、受付番号49番と50番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号49番と50番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号49番について説明します。  
本案件は新規設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。

受付番号50番について説明します。  
本案件は新規設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手はいずれも城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。認定農業者として頑張っておられ、問題ないと考えますのでご審議

のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号49番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号50番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号51番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号51番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。地域における担い手であり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号51番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第16号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について一括方式を上程し、受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。  
本案件は新規設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。  
本案件は中間管理機構を利用して使用貸借するものです。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。認定農業者として頑張っておられますので、問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 利用権貸借と一括方式とはどのような違いなのですか。

事務局 利用権貸借は貸主と借主とでの貸借となり、一括方式については貸主が中間管理機構に預けて、中間管理機構が借受希望されている方に貸借することになります。

会 長 他に質問はありますか。  
質疑がないので採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号3番と4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番と4番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号3番について説明します。

本案件は新規設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです

受付番号4番について説明します。  
本案件は新規設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。  
本案件は中間管理機構を利用して使用貸借するものです。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第7、議案第17号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
資料3に位置図を添付しております。  
相続人は、城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に耕作管理されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号2番について、事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
資料4に位置図を添付しております。  
相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に耕作管理されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第8、報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号22番から31番について事務局から説明いたします。

受付番号 2 2 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号 2 3 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号 2 4 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号 2 5 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号 2 6 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です。

受付番号 2 7 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市奈島 ●● ●●●です。

受付番号 2 8 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号 2 9 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市久世 ●● ●●です。

受付番号 3 0 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市水主 ●● ●●●です。

受付番号 3 1 番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長	<p>只今、事務局から説明をしました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、</p> <p>日程第8を終了します。</p> <p>日程第9、報告第11号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号4番について説明します。 土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積は1,007平方メートルのうち499平方メートル 届出人は 城陽市久世 ●● ●●です。</p> <p>場所は市街化区域です。 露天駐車場として利用するためです。 資料5に位置図等を添付しております。</p> <p>環境課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</li> </ul> <p>管理課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地東側に存する市道を取り込まないでください。</li> <li>・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をしてください。</li> <li>・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。</li> <li>・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。</li> </ul> <p>都市政策課からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、建築行為を行う場合は、フェンス等で敷地を物理的に区分する必要があると思われまますのでご留意ください。</li> </ul> <p>との意見が付されています。</p>
会 長	<p>本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。周辺は市街化区域であり、隣接地には農地はないので問題ないと考えます。</p>
会 長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)</p>

ご意見・ご質問がないようですので、  
受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号5番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積は382平方メートルのうち135.9  
6平方メートル 届出人は 城陽市平川 ●● ●●、●● ●●●です。

場所は市街化区域です。

進入用通路として利用するためです。

資料6に位置図等を添付しております。

すでに通路として利用しているため顛末書が提出されています。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、  
苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

文化・スポーツ推進課からは、

・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地古宮遺跡・横道遺跡に該当します。地面の  
掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

との意見が付されています。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局報告のとおり生活用道路と使用されているため顛末書が提出  
されており、残地農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号6番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積は112平方メートル 届出人は 城陽  
市平川 ●● ●●、●● ●●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として利用するためです。

資料7に位置図等を添付しております。

すでに駐車場として利用しているため、顛末書が提出されています。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課からは、

・建築行為を行う場合は事前に手続きが必要になりますのでご注意ください。

文化・スポーツ推進課からは、

・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地古宮遺跡・横道遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局報告のとおりすでに駐車場として利用していたため顛末書が提出されており、周辺には農地はないので問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第6回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしく申し上げます。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員